



# 政府備蓄米

こども食堂向け 申請サポート

2025年3月版

# はじめに

令和の米騒動とよばれ、お米の価格が高騰しています。

政府備蓄米の申請は以前より簡単になっていますが、申請が難しいと思われている方がまだまだたくさんいらっしゃいます。

1団体につき、パントリー配布であれば、最大年間600kg×5回まで無料交付を受けることができますので、この申請サポート動画を見て、申請の参考にしていただけましたら幸いです。



# 政府備蓄米 こども食堂向け 申請サポート（2025年3月版）<sup>1</sup>

【講師】 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ 山縣郁子

- 1 政府備蓄米の無償交付について（手引き）
- 2 政府備蓄米の交付申請について
  - ①申請に必要なもの ②申請書の書き方 ③提出先
- 3 政府備蓄米の交付決定の流れ
- 4 政府備蓄米の次回申請と使用報告について

- 1 政府備蓄米の無償交付について（手引き）
- 2 政府備蓄米の交付申請について
  - ①申請に必要なもの ②申請書の書き方 ③提出先
- 3 政府備蓄米の交付決定の流れ
- 4 政府備蓄米の次回申請と使用報告について

農林水産省

English | [こどもページ](#) | [サイトマップ](#) | 文字サイズ | 標準 | 大きく

逆引き事典から探す | 組織別から探す | キーワードから探す | Google 提供 | 検索

会見・報道・広報 | 政策情報 | 統計情報 | 申請・お問い合わせ | 農林水産省について

ホーム > 農産 > 米(稲)・麦・大豆 > 政府備蓄米の交付について

**政府備蓄米の交付について**

政府備蓄米の交付の概要(PDF : 332KB) New

政府備蓄米の交付に係る交付要領  
(令和6年11月29日改正) (PDF : 1,065KB) New

農林水産省では、ごはん食を通じた食育の推進を図るため、こども食堂・こども宅食やフードバンクに政府備蓄米を無償交付しています。また、児童・生徒・幼児等における「米の備蓄制度」への理解促進などのため、学校給食等に使用する米の一部に対し、政府備蓄米を無償または有償で交付しています。

制度の詳しい内容については、それぞれのページでご確認ください。

[こども食堂・こども宅食への交付](#)

[フードバンクへの交付](#)

[学校等給食用等の交付](#)

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

こども食堂・こども宅食（フードパントリー）への交付をクリックしてください

## こども食堂・こども宅食への 政府備蓄米の交付について

### 【交付申請受付中】

こども食堂・こども宅食（食事食材提供団体）については、  
通年で申請を受付けています。

#### 【注意事項】

- ※1：申請後1週間以内に、電話もしくはメールで申請書受け取りの連絡がない場合は、お手数ですが申請書の提出先に御連絡をお願いします。
- ※2：申請書の審査完了後、通常、配送まで1か月程度かかります。
- ※3：交付される政府備蓄米は、精米（無洗米）です。

#### 【こども食堂・こども宅食（食事食材提供団体）の申請様式、記載例、手引き等】

以下のボタンを押していただくと、関係する資料の場所に移動します（ページ内リンク）。

申請様式

記載例

手引き

Q&A

食育に関するパ  
ンフレット

①

#### 申請書の提出先

※原則、提出は電子メールとなります。

制度の概要、交付要領については、「政府備蓄米の交付について」のページをご覧ください。

①手引きを見ながら  
ご説明します。

政府備蓄米の無償交付  
手引き

食事食材提供団体  
(こども食堂、こども宅食)

令和7年1月  
農林水産省農産局穀物課

## 食事食材提供団体への政府備蓄米の無償交付について



食育の一環として、ごはん食の推進を支援します  
未来を担う子どもたちに、  
ごはん食のおいしさや重要性を知ってほしい。

## 食事食材提供団体(こども食堂等)

- 1 ごはん食を提供するこども食堂、こども宅食(食事食材提供団体)の取組に対して交付します。
- 2 食事又は食材の提供を行う場所で、又はこれらを直接受け取る者に対して、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが交付条件になります。  
(食事食材提供団体ごとに、1交付申請につき600kgまで無償交付)  
※食育用のチラシについて、農林水産省HPにも掲載していますので御活用下さい。  
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>
- 3 政府備蓄米は、原則、精米での交付となります。
- 4 交付した数量を適切に使用し、適切に使用報告(または、特例として使用予定報告)を行った場合に、必要に応じて、追加申請が可能です。  
また、同一の団体であっても、活動実態が異なる場合は、それぞれの活動単位での申請が可能です。  
なお、食事食材提供団体の交付申請を取り次ぐ中間団体を介した申請も可能です。
- 5 申請受付期間は、通年で受け付けます。なお、申請回数は、1年度内に5回までとなります。

(お問い合わせ先)  
農林水産省農産局穀物課消費流通第1班  
(ダイヤルイン:03-3502-7950 対応時間:9時~17時)  
(12~13時を除く)

## 政府備蓄米の無償交付時に係る手続き

1. 政府備蓄米の交付申請（食事食材提供団体→農林水産省、食事食材提供団体→中間団体→農林水産省）
  - ・ 交付申請書を地方農政局等（北海道にあっては、北海道農政事務所、沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局及び都府県にあっては、地方農政局）もしくは各地域拠点に提出してください。ただし、令和5年度までに交付決定を受けた団体は、農林水産省農産局長へ提出することができます。  
※令和5年4月より食事食材提供団体の交付申請を取り次ぐ中間団体を介した申請も可能になりました。中間団体は食事食材提供団体の依頼を受け、交付申請書を取りまとめて農林水産省に提出します（交付決定は食事食材提供団体に行います）。
2. 農林水産省からの連絡（農林水産省→食事食材提供団体、農林水産省→中間団体→食事食材提供団体）
  - ・ 交付申請（使用計画等）の内容確認とともに引渡方法の説明、確認を行います。  
※引渡は、保管倉庫から配送業者を通じて配送先（食事食材提供団体）へお届けします。  
※中間団体経由で申請した場合、必要に応じて食事食材提供団体にも直接申請内容の確認をさせていただきます。
3. 政府備蓄米の交付決定書の送付（農林水産省→食事食材提供団体）
  - ・ 交付申請内容の確認後、農林水産省から「交付決定書」を送付します。（交付決定の内容は、農林水産省HPで公表します。）
4. 政府備蓄米の使用報告（食事食材提供団体→農林水産省、食事食材提供団体→中間団体→農林水産省）※交付申請書と同じ提出先
  - ・ 政府備蓄米の使用を完了した日から1カ月以内に、あるいは、交付決定日から1年を経過しても使用が完了していないときは交付決定日の1年後から1カ月以内に、必ず報告してください。
  - ・ 中間団体を取りまとめて交付申請した場合には、中間団体が使用報告書を取りまとめて農林水産省に報告してください。  
※政府備蓄米の交付実績があるにもかかわらず、①使用報告を怠った場合、②農産局長が使用報告書に不備があると判断し、その不備が補正されない場合、③未使用の米がある場合（特例として、おおむね1カ月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告を提出した場合を除く）は、追加の交付申請を行うことができません。

- 1 政府備蓄米の無償交付について（手引き）
- 2 政府備蓄米の交付申請について
  - ①申請に必要なもの ②申請書の書き方 ③提出先
- 3 政府備蓄米の交付決定の流れ
- 4 政府備蓄米の次回申請と使用報告について

# ①申請に必要なもの

## 政府備蓄米の交付申請時に必要な書類（食事食材提供団体用）

### 手引き

#### 交付申請に必要な申請様式(食事食材提供団体用)

1. 【様式2号】 交付申請書 (P5)
2. 【様式2号－別紙4－① 使用計画書】 (P5～7)
3. 【添付書類】(P7)

#### (1)活動状況が分かるもの

- ・開催案内(チラシ、SNS、ホームページ、広報誌への掲載内容など)
- ・食育の取組内容が分かるもの(ごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなど)

#### (2)【様式2号－別紙4－1－①】誓約書 (P8)

#### (3)【様式2号－別紙4－1－①(別添)】自己申告書 (P8)

※農林水産省HPのQ&A

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/bichikumai.html>

#### 記載項目

1	団体名	
2	代表者役職・氏名	
3	団体住所・TEL・担当者	
4	配送先住所・TEL・担当者	団体と異なる場合
5	団体種別	公益法人・NPO法人・一般法人・その他の法人(非営利)・任意団体
6	事務担当者・TEL・メールアドレス	
7	連携している公的機関の名称・担当部署名・連絡先	国・都道府県・市町村や出先機関、関連施設、公立学校・公立病院等
8	連携しているその他の団体の名称・担当部署名・連絡先	社協・子ども食堂ネットワーク・フードバンク、社団法人、民間企業等
9	提供(配布)場所の名称と所在地	

#### 開催案内

※下記より1つ

- ・チラシデータ
- ・広報誌データ
- ・SNSのURL
- ・HPのURL

#### 食育チラシPDF・画像など

※データ1枚



※食育資料はこちらに掲載

## ②申請書の書き方

### 申請書をダウンロードする

ホーム > 農産 > 米(稲)・麦・大豆 > 政府備蓄米の交付について > こども食堂・こども宅食への政府備蓄米の交付について

#### こども食堂・こども宅食への 政府備蓄米の交付について

#### 【交付申請受付中】

こども食堂・こども宅食(食事食材提供団体)については、  
通年で申請を受け付けています。

#### 【注意事項】

- ※1: 申請後1週間以内に、電話もしくはメールで申請書受け取りの連絡がない場合は、お手数ですが申請書の提出先に御連絡をお願いします。
- ※2: 申請書の審査完了後、通常、配送まで1か月程度かかります。
- ※3: 交付される政府備蓄米は、精米(無洗米)です。

#### 【こども食堂・こども宅食(食事食材提供団体)の申請様式、記載例、手引き等】

以下のボタンを押していただくと、関係する資料の場所へ移動します(ページ内リンク)。

申請様式

記載例

手引き

Q&A

食育に関するパンフレット

①

#### 申請書の提出先

※原則、提出は電子メールとなります。

制度の概要、交付要領については、「政府備蓄米の交付について」のページをご覧ください。

### ①申請様式をクリックする

#### (2) 申請、報告様式等(要領で規定している様式をWord等の形式で掲載しています。)

※提出していただく書類は、全て押印不要です。

(1) 交付申請時に必要となる様式

(申請される際は、こちらの申請様式一式と添付資料を提出してください。)

❖ [食事食材提供団体\(こども食堂・こども宅食\)申請様式\(統合版\)\(WORD: 47KB\)](#)  **New**



(2) 使用予定報告(交付された政府備蓄米の使用が終わる前に追加の交付申請をする場合)に必要となる様式

❖ [食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書\(様式8-3号-1\)\(WORD: 21KB\)](#)  **New**

❖ [月別使用報告書\(食事食材提供団体\)\(別添\)\(WORD: 23KB\)](#)  **New**

(※(3)-aの実績報告時に必要となる様式と同じです)

(3)-a実績報告時に必要となる様式

※現行要領の様式です。こども食堂やこども宅食で、令和7年1月以降に申請された交付について、報告する場合に使用してください。

❖ [食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書\(様式8-3号-1\)\(WORD: 21KB\)](#)  **New**

❖ [月別使用報告書\(食事食材提供団体\)\(別添\)\(WORD: 23KB\)](#)  **New**

(報告の際は、使用報告書一式と添付資料を提出してください。)

### ②食事食材提供団体(こども食堂・こども宅食)申請様式(統合版)をクリックする

※こども宅食はフードパントリーも含まれます。

- [食事食材提供団体\(こども食堂・こども宅食\)申請様式\(統合版\)\(WORD: 47KB\)](#)





「様式2号」

番号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者  
又は  
〇〇県（都道府）知事  
〇〇市（区町村）長  
〇〇国立大学法人の長  
〇〇学校法人等の長  
食事食材提供団体の長  
フードバンクの長

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書（無償交付・有償交付）

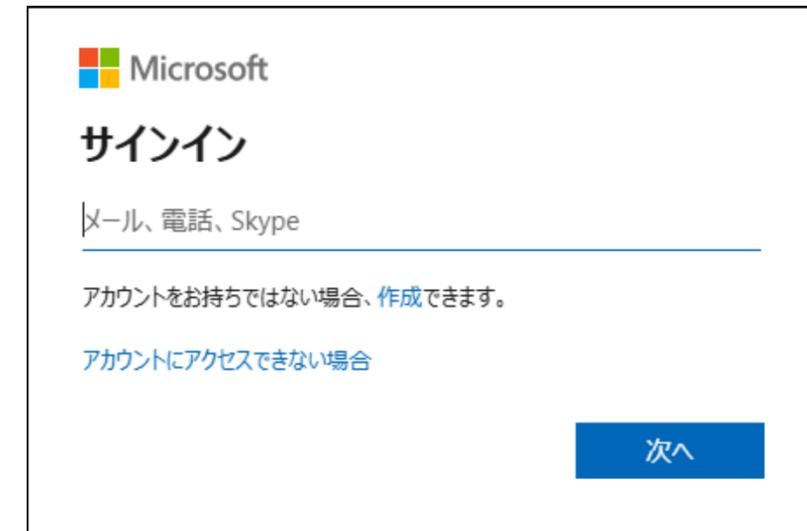
学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の1の(1)の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙2の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、（注1）政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

①②どちらかの方法で申請用紙を開いてください。

①「ファイルのダウンロード」をクリックして、Wordファイルを開く

②「コピーを編集」をクリックし、MicrosoftのアカウントにサインインしてWordファイルを開く



Microsoft

サインイン

メール、電話、Skype

アカウントをお持ちではない場合、作成できます。

アカウントにアクセスできない場合

次へ

※①の方が簡単です。

【様式2号 交付申請書】

【食事食材提供団体 交付申請書 記載例】

「様式2号」

申請団体内で文書番号がない場合は記載不要

提出日を記載してください

番 号  
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載

〇〇子ども食堂  
役職 〇〇 〇〇

無償交付に〇を付けてください

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請書 (無償交付・有償交付)

学校給食用等政府備蓄米交付要領(平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。)第7の1の(1)の規定に基づき、学校等、食事食材提供団体及びフードバンクにおいて政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙2の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、(注1)政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを申請した用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

1 交付申請数量 精米 600 キログラム

※申請可能数量は、30kgの倍数の数量(当分の間)。上限は600kgですが、食事提供(子ども食堂)のみの場合は120kgとなります。

※原則、申請は精米に限ります。

2 添付書類

(1) 無償交付申請

- ①用途(様式2号-別紙1)
- ②学校等における備蓄制度の理解促進を図るための項目(「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等)、具体的方法及びその使用計画
- ③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類(様式2号-別紙2)
- ④食事食材提供団体における食育用として使用する場合には、子どもごはんの魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類(様式2号-別紙4-①)
- ⑤フードバンクにおける食育用として使用する場合には、交付申請数量が直接提供団体に提供するために必要とする数量の範囲内であることが分かる書類(様式2号-別紙4-②)
- ⑥学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等(以下「教育委員会等」と総称する。)が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度(前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数)よりも増加させる見込みであり、

【様式2号-別紙4-① 使用計画書1】

「様式2号-別紙4-①」

(記載例)

食事食材提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食事食材提供団体に関する事項

①団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式2号」の申請者名と同じ名称を記入してください。 ※2 交付要領第7の1の(6)に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合は、団体の名称の後に地域名を括弧書きしてください。	団体の名称  〇〇子ども食堂	これまでの交付決定の有・無  有・無
団体の長の氏名  〇〇 〇〇	申請団体番号 (〇〇〇〇〇〇〇)	
②団体の所在地、電話番号等	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 住所：〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇号  建物名・部屋番号、宛名等：〇〇マンション 〇〇号室 TEL：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 担当：△△ △△ (※配送時の緊急連絡先(担当者及び電話番号)を記載)	
③配送先住所、電話番号等  ※交付決定後は変更できません。	<input checked="" type="checkbox"/> 同上(②と同じ) 〒 住所：  建物名・部屋番号、宛名等： TEL： 担当： (※配送時の緊急連絡先(担当者及び電話番号)を記載)	
④団体種別 ※いずれか一つにノを入れてください。	<input type="checkbox"/> 公益法人(公益社団法人又は公益財団法人) <input type="checkbox"/> NPO法人(特定非営利活動法人) <input type="checkbox"/> 一般法人(一般社団法人、一般財団法人、株式会社等) <input type="checkbox"/> その他の法人(ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人) <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体	
⑤事務担当者の連絡先 ※書類審査、交付決定の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入してください。	事務担当者名：◇◇ ◇◇  TEL：〇〇〇-〇〇〇-◇◇◇◇  メールアドレス：〇〇〇_〇〇@△△.xx.jp	

団体の所在地の住所に配送を希望する場合は、「 同上(②と同じ)」にチェックを入れてください。②以外への配送を希望する場合は、記載してください。

- (注) 1. 「③配送先住所、電話番号等」の欄については、「②団体の所在地、電話番号等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。
2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式3号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。
3. 交付された政府備蓄米の使用が終了してから1年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

記載例として食事提供分と食材提供分の両方を記載しておりますが、実際に実施されるどちらか一方の記載で差し支えありません。

2. 食事食材提供団体において、政府備蓄米を使用する計画を作成してください。

※「食事提供」とは、ごはんとして提供する場合、「食材提供」とは米穀を食用に炊飯又は加工せず精米のまま食材として配付する場合があります。

①こども(0~18歳)等の1人あたりに使用する数量	②開催1回あたりに提供するこども等の人数	③提供の回数	④数量 (①×②×③)
(参考) ・こども1人の1食当たりの精米数量(65~110g)			(注) 申請数量は、30kg(配送単位)の倍数として上限は600kgとする。
【食事提供分】 100g <b>65~110gの範囲</b>	60人	20回	(注) 食事提供分の数量は120kgまでに限る。 <b>食事提供分の上限は120kgになります。</b> 精米 120kg
【食材提供分】 2kg 5kg以下	48人	5回	精米 480kg
※こどもの保護者・同行者や食堂のスタッフ等の人数も加えることができます。			【申請数量(食事提供分と食材提供分の合計)】 精米 600kg
⑤開催場所及び提供期間			
1 食事提供又は食材提供の開催場所及びその所在地: (例 ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名) ※複数の場合は代表的な場所を記載してください。 ○○市○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地			
2 提供期間: (例 ○年○月~○月) 令和7年2月~令和7年6月			

- (注) 1. ①の欄は、【食事提供分】はこども等1人の1食当たりの数量(原則65~110gの範囲の数値)、【食材提供分】はこども等の1人あたりに配付する数量(5kg以下の数値)を記入してください。
2. ②の欄は、政府備蓄米の提供予定のこども等の実数を記入してください。
3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米の提供予定回数(開催予定回数)を記入してください。
4. ④の欄は、食事提供分と食材提供分でそれぞれ計算し、合計して申請数量として20kg単位の数量を記入してください。
5. ⑤の欄は、食事提供又は食材提供を行うそれぞれ実際の開催場所、提供期間を記入してください。

3. 添付資料として、以下の資料を必ず提出してください。

(1) 活動の状況が分かるもの	① 食事提供や食材提供の開催についての案内	直近の食事提供や食材提供の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等を提出してください。
	② 食育の取組内容が分かるもの	食事提供や食材提供する際、食育の取組として使用する「ごはん食の魅力を伝える」、「ごはんの重要性」などごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出してください。
(2) 誓約書	様式2号-別紙4-1-①	内容をよくご確認ください、提出してください。なお、署名は不要です。
	(別添) 食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出してください。

4. 公的機関等との関わり

(※初めて申請する場合にのみ記載してください。)

<p>行政機関、社会福祉協議会等(*)からの支援、連携等の内容</p> <p>*国、都道府県、市区町村やその出先機関、関連施設、公立学校、公立病院、社会福祉協議会等</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 食事提供、食材提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 市区町村等の子ども食堂ネットワークに加入している又は子ども食堂マップ等に記載されている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している(申請時現在、既に受託し、現在実施している事業の名称を記載してください。)</p> <p>事業名：  <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     (例) 令和6年度〇〇市子ども食堂運営補助金                      令和6年度〇〇県子ども見守り委託事業                 </span> </p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載)</p> <p><span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">                     上記に当てはまらない場合、どのような支援・連携を受けているか、分かりやすく記載してください。                 </span></p>
<p>※上記に記載した関わりのある公的機関等の名称、担当部署名、連絡先</p> <p>(例) 〇〇市役所 〇〇支援課〇〇係 〇〇〇-〇〇〇-△△△△ 担当〇〇</p>	

【様式2号-別紙4-1-① 誓約書】

「様式2号-別紙4-1-①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書  
(食事食材提供団体における食育用)

私は、下記の事項を誓約します。  
この誓約に反した場合に当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないことを申し添えます。

記

1. 食事食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用し、他の用途には使用しないこと
2. 当該政府備蓄米を受領した日から3日以内に、当該政府備蓄米の品質等に問題がないかを確認し、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省に連絡すること
3. 別添の自己申告書の内容に相違ないこと
4. 貴職又は地方農政局長等が学校給食用等政府備蓄米交付要領(平成21年5月20日付け21総食第47号農林水産省総合食料局長通知)第11の1に基づく調査を行う場合若しくは同要領第11の1に基づく報告を求めた場合又は第三者機関が同要領第11の2に基づく調査を行う場合には、これに協力すること

内容をよくご確認いただき、提出してください。  
(提出いただくことで、誓約されたこととなります。)  
署名は不要です。

【様式2号-別紙4-1-① 別添 自己申告書】(記載例)

(別添)

食事食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

内容をご確認いただき、現在行っている活動を踏まえ、該当する項目にチェック✓して提出してください。

申告事項	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) 地域のボランティアが子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体 (b) こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭に直接、食材を提供する取組を行う団体	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 食事食材提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。(弁当を配付する場合を含む。)又は、食材配付を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
3. 参加した子ども等にごはん食の重要性などについて伝える食育の取組を行うことができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
4. 食事食材提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	<input checked="" type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、食事食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input checked="" type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米について、これを貸付け又は転売若しくは転売を目的とする者への譲渡を行わない。	<input checked="" type="checkbox"/>
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input checked="" type="checkbox"/>
8. 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input checked="" type="checkbox"/>
9. 食事食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input checked="" type="checkbox"/>
※過去に政府備蓄米の無償交付を受けており、まだ使用が終わっていないが新たな交付申請を行う場合にチェックすること。	<input type="checkbox"/>
10. 使用を終えていない政府備蓄米については、おおむね1か月以内に全量の使用を終えることができる。	<input type="checkbox"/>

### ③ 提出先

ホーム > 農産 > 米(稲)・麦・大豆 > 政府備蓄米の交付について > こども食堂・こども宅食への政府備蓄米の交付について

**【交付申請受付中】**

こども食堂・こども宅食（食事食材提供団体）については、  
通常で申請を受付けています。

**【注意事項】**

※1：申請後1週間以内に、電話もしくはメールで申請書受け取りの連絡がない場合は、お手数ですが申請書の提出先に御連絡をお願いします。

※2：申請書の審査完了後、通常、配送まで1か月程度かかります。

※3：交付される政府備蓄米は、精米（無洗米）です。

**こども食堂・こども宅食への政府備蓄米の交付について**

**【こども食堂・こども宅食（食事食材提供団体）の申請様式、記載例、手引き等】**

以下のボタンを押していただくと、関係する資料の場所に移動します（ページ内リンク）。

申請様式

記載例

手引き

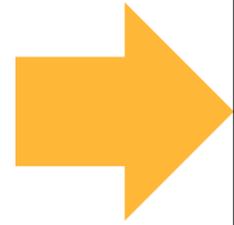
Q&A

食育に関するパンフレット

**申請書の提出先**

※原則、提出は電子メールとなります。

①



### ② 記載の地域ごとに担当部署へメールで申請してください。

北海道	011-330-8808 北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	syokuiku_gohan_hokkaido@maff.go.jp 〒064-8518札幌市中央区南22条西6丁目2-22（エムズ南22条ビル）
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県	022-263-1111 （内線4056） 東北農政局 生産部生産振興課	syokuiku_gohan_tohoku@maff.go.jp 〒980-0014仙台市青葉区本町3-3-1 （仙台合同庁舎）
茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	048-740-0403 関東農政局 生産部生産振興課	syokuiku_gohan_kanto@maff.go.jp 〒330-9722さいたま市中央区新都心2-1 （さいたま新都心合同庁舎2号館）



### ① 「書類の提出先」をクリックする

都道府県区分 および内容	電話番号および 宛名・担当部署	メールアドレス および送付先
制度に関する問 合わせ（全国）	03-3502-7950 農林水産省農産局 穀物課 米麦流通加 工対策室	syokuiku_gohan@maff.go.jp 〒100-8950東京都千代田区蔵が関1-2-1



#### （申請書提出の際の注意事項）

添付ファイルのサイズの合計が7MBを超える場合、届きません。複数通に分けて送信してください。

- ・申請メールの件名は以下のとおり記載して下さい。  
「食事食材提供団体における政府備蓄米交付申請書（「〇〇こども食堂」等の団体名）」
- ・メールで申請した場合、郵送での送付は不要です。

やむを得ない場合、封書での提出も可能です。封筒に「食事食材提供団体における政府備蓄米交付申請書（「〇〇こども食堂」等の団体名）」と記載の上、送付してください。  
なお、料金不足のケースが増えております。その場合は受理できませんので、必ず確認してください。

※制度に関するお問い合わせ 平日9時～17時（12時～13時除く）

- 1 政府備蓄米の無償交付について（手引き）
- 2 政府備蓄米の交付申請について
  - ①申請に必要なもの ②申請書の書き方 ③提出先
- 3 **政府備蓄米の交付決定の流れ**
- 4 政府備蓄米の次回申請と使用報告について



<参考>届いた精米30kgの写真 1箱の大きさ 約60×40×18cm



600kg = 1箱30kg (無洗米10キロ×3袋入り) ×20箱



- 1 政府備蓄米の無償交付について（手引き）
- 2 政府備蓄米の交付申請について
  - ①申請に必要なもの ②申請書の書き方 ③提出先
- 3 政府備蓄米の交付決定の流れ
- 4 政府備蓄米の次回申請と使用報告について

# 政府備蓄米の 次回申請と使用予定報告について

あと1カ月で使い終わる時に次回の申請が出来ます。  
提出書類：申請書・使用予定報告（2枚）

- [食事食材提供団体（こども食堂・こども宅食）申請様式（統合版）\(WORD：47KB\)](#)
- [食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書\(様式8-3号-1\)\(WORD：21KB\)](#)
- [月別使用報告書\(食事食材提供団体\)\(別添\)\(WORD：23KB\)\(WORD：23KB\)](#)

**※申請からお米が届くまで約1ヵ月かかるので、途切れなく提供できる仕組みとなっています。**

(2) 申請、報告様式等（要領で規定している様式をWord等の形式で掲載しています。）

※提出していただく書類は、全て押印不要です。

<p>(1)交付申請時に必要となる様式</p> <p>(申請される際は、こちらの申請様式一式と添付資料を提出してください。)</p>	<p>✦ <a href="#">食事食材提供団体（こども食堂・こども宅食）申請様式（統合版）(WORD：47KB)</a> <b>New</b></p>
<p>(2)使用予定報告（交付された政府備蓄米の使用が終わる前に追加の交付申請をする場合）に必要となる様式</p> <p>(※(3)-aの実績報告時に必要となる様式と同じです)</p>	<p>✦ <a href="#">食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書(様式8-3号-1)(WORD：21KB)</a> <b>New</b></p> <p>✦ <a href="#">月別使用報告書(食事食材提供団体)(別添)(WORD：23KB)(WORD：23KB)</a> <b>New</b></p>
<p>(3)-a実績報告時に必要となる様式</p> <p>※現行要領の様式です。こども食堂やこども宅食で、令和7年1月以降に申請された交付について、報告する場合に使用してください。</p> <p>(報告の際は、使用報告書一式と添付資料を提出してください。)</p>	<p>✦ <a href="#">食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書(様式8-3号-1)(WORD：21KB)</a> <b>New</b></p> <p>✦ <a href="#">月別使用報告書(食事食材提供団体)(別添)(WORD：23KB)</a> <b>New</b></p>

## 手引き

## 交付された政府備蓄米の使用が終わる前に交付申請を行うため、使用予定報告を提出する場合

【様式8-3号-① 使用報告書】

## 【食事食材提供団体 使用予定報告 記載例】

※使用予定報告は、交付された備蓄米を使い終わる前に交付申請する場合に、提出が必要になります（おおむね1か月以内に使い終わることが必要）。

「様式8-3号-①」

提出日を記載してください。原則は、交付申請書の日付と同じ日になります。

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載 ○○子ども食堂  
役職 ○○ ○○

食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事食材提供団体における食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

○を付けてください

記

添付資料一覧

- （別添）月別使用報告書
- 食育に取り組んでいることが分かる写真を1点以上
- 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上）

（注）添付資料の2及び3については、本要領第7の1の(5)に基づき政府備蓄米の使用を終える前に提出する場合、添付する必要はありません（添付資料の1は添付必須）。ただし、使用が完了して提出する際には、必ず全ての添付資料を添付してください。

使用予定報告では、添付資料のうち1（月別使用報告書）のみ添付してください。

## ○使用予定報告の提出について

- 交付された政府備蓄米の使用が終わる前に交付申請を行う場合は、おおむね1か月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告書を提出する必要があります。
- 使用予定報告では、様式8-3号-①と月別使用報告書のみを提出してください。月別使用報告書は、これまでの使用実績を記載いただくほか、予定になる月の後ろに「見込」と記載いただき、使用予定を記載してください。
- 使用予定報告を提出した交付分について、使用が終了しましたら、1か月以内に通常どおり使用報告書（10ページ）を提出してください。
- 中間団体が取りまとめて交付申請した場合については、中間団体が使用報告書を取りまとめて交付申請書の提出先に報告してください。

（別添）使用した政府備蓄米のみの使用実績を記載してください（他のお米の使用実績・予定は不要です）。

## 月別使用報告書（食事食材提供団体）

予定になる月の後ろに（見込）と記載してください。

団体名 ○○子ども食堂 交付数量 精米 600 kg 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月 (見込)	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加した子ども等の人数 (人) (延べ人数)	1,440	288	288	288								288	288
提供回数 (回)	25	5	5	5								5	5
政府備蓄米使用数量 (kg)	600	120	120	120								120	120
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量 (kg)	0	合計の欄を必ず記載してください。（予定も含めて合算してください）。											

（注1）表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量（kg）、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

（注2）表の上段の団体名については、本要領第7の1の(6)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、（ ）を付けて活動する地域名等を記載してください。

（注3）使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。

（注4）本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に提供を終えている分のほか、おおむね1か月以内に使用する人数、回数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「（見込）」と追記してください（例：8月（見込））。

# 政府備蓄米の使用報告について

使い終わってから1か月以内に報告書の提出が必要です。

提出書類：使用報告書・月別使用報告

- [食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書\(様式8-3号-1\)\(WORD: 21KB\)](#)
- [月別使用報告書\(食事食材提供団体\)\(別添\)\(WORD: 23KB\)](#)

※他にも提出物があります。

(2) 申請、報告様式等 (要領で規定している様式をWord等の形式で掲載しています。)

※提出していただく書類は、全て押印不要です。

<p>(1) 交付申請時に必要となる様式</p> <p>(申請される際は、こちらの申請様式一式と添付資料を提出してください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ <a href="#">食事食材提供団体(こども食堂・こども宅食)申請様式(統合版)(WORD: 47KB)</a>  <b>New</b></li> </ul>
<p>(2) 使用予定報告(交付された政府備蓄米の使用が終わる前に追加の交付申請をする場合)に必要となる様式</p> <p>(※(3)-aの実績報告時に必要となる様式と同じです)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ <a href="#">食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書(様式8-3号-1)(WORD: 21KB)</a>  <b>New</b></li> <li>✦ <a href="#">月別使用報告書(食事食材提供団体)(別添)(WORD: 23KB)</a>  <b>New</b></li> </ul>
<p>(3)-a実績報告時に必要となる様式</p> <p>※現行要領の様式です。こども食堂やこども宅食で、令和7年1月以降に申請された交付について、報告する場合に使用してください。</p> <p>(報告の際は、使用報告書一式と添付資料を提出してください。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✦ <a href="#">食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書(様式8-3号-1)(WORD: 21KB)</a>  <b>New</b></li> <li>✦ <a href="#">月別使用報告書(食事食材提供団体)(別添)(WORD: 23KB)</a>  <b>New</b></li> </ul>



# 政府備蓄米の使用報告時に必要な書類

【様式8-3号-① 使用報告書】

## 【食事食材提供団体 使用報告書 記載例】

「様式8-3号-①」

提出日を記載してください 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

団体名及び代表者名を記載 ○○子ども食堂 役職 ○○ ○○

食事食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和○○年○○月○○日に交付決定を受けた食事食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事食材提供団体における食育用として使用した（又は使用する見込みである）ことを報告します。

※交付されたお米の使用を終えて使用報告を提出する場合は、取消線を入れてください。

記

使用報告書の別添として資料を必ず添付の上、提出してください。

### 添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 食育に取り組んでいることが分かる写真を1点以上
- 3 開催案内(チラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上)

(注) 添付資料の2及び3については、本要領第7の1の(5)に基づき政府備蓄米の使用を終える前に提出する場合、添付する必要はありません(添付資料の1は添付必須)。ただし、使用が完了して提出する際には、必ず全ての添付資料を添付してください。

## ○使用報告の提出について

- 1 政府備蓄米の使用結果を記載の上、**交付申請書の提出先に、備蓄米の使用を完了した日から1カ月以内に、必ず報告してください。**
- 2 追加交付の申請を行う場合は、先に交付を受けた取組について**報告し、報告内容について、完了を受けるか、特例として、おおむね1カ月以内に全量の使用を終える旨の使用予定報告書を提出しなければ、新規の交付申請はできません。**
- 3 使用報告書の提出の際は、「月別使用報告書」に加え
  - ①食育に取り組んでいることがわかる写真を1点以上
  - ②開催案内(チラシ、SNS等の案内に用いたものを1点以上)
- 4 中間団体が取りまとめて交付申請した場合については、中間団体が使用報告書を取りまとめて交付申請書の提出先に報告してください。

(別添) **使用した政府備蓄米のみの使用実績を記載してください(他のお米の使用実績は不要です)。**

### 月別使用報告書(食事食材提供団体)

団体名 **○○子ども食堂** 交付数量 精米 **600** kg 令和○○年○○月○○日交付決定

	合計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
参加した子ども等の人数 (人) (延べ人数)	1,440	288	288	288								288	288
提供回数(回)	25	5	5	5								5	5
政府備蓄米使用数量(kg)	600	120	120	120								120	120
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量(kg)	0	<b>合計の欄を必ず記載してください。</b>											

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(6)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、( )を付して活動する地域名等を記載してください。

(注3) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は5年間保存してください。

(注4) 本要領第7の1の(5)に基づき使用予定報告を提出する場合は、既に提供を終えている分のほか、おおむね1か月以内に使用する人数、回数及び数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「(見込)」と追記してください(例: 8月(見込))。

# 手引き

## 政府備蓄米の無償交付を受けた皆様へ

### お米の状態を確認してください。

- ・万が一、受け取ったときにお米の状態に問題がある場合は、速やかに農林水産省穀物課へご連絡ください。
- ・お米は生鮮食品です。清潔な場所できちんと保管・管理してください。

### 交付申請書に記載された、こども等への食事提供・食材配布のみに使用してください。

### 使用報告書に添付する資料を必ず保管してください。

使用后1か月以内（※1）に使用報告書（以下の資料を添付）の提出が必要です。

#### 【食事提供（こども食堂）、食材提供（こども宅食）共通】

- ① 開催案内（チラシ、SNS等の案内、開催日等の記載があるもの）
- ② 食育に用いた資料（ごはん食の魅力や、ごはんの重要性を伝えるチラシやパンフレット）
- ③ ②の資料を用いて、食育を行っている状況の写真

#### 【食事提供（こども食堂）の場合】

次の写真が必要です。

- 食事又は弁当を対面で提供している様子

#### 【食材提供（こども宅食）の場合】

次の写真が必要です。

- 政府備蓄米を小分けにしている作業風景
- 提供する小分けにした政府備蓄米と他の食材のセット

申請ごとに、お米を使い終わってから1か月以内に報告書を提出します。

お米に同封されているチラシをよくご覧になり、

使用時に必ず報告用の写真を撮っておいてください。



**パントリーで食育をしている写真**

※パントリーでの食育はチラシを配布又はHP等で紹介してもOK  
 ※HPの食育ページを紹介する場合は食育を促すメールとHP画像も報告すること

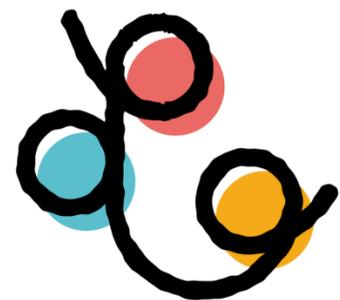


**備蓄米を小分けしている写真**

※備蓄米の袋も写真に入れること



**食材と一緒に米を配布している写真**



認定NPO法人 全国こども食堂支援センター

むすびえ